

三木町週休2日制建築工事实施要綱（令和6年三木町要綱第9号）新旧対照表

改正案	現 行
<u>三木町週休2日建築工事实施要綱</u> （趣旨） 第1条 この要綱は、町が発注する建築工事における、現場閉所による週休2日の確保に向けた<u>週休2日工事</u>の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 （対象工事） 第2条 <u>週休2日工事</u>は、町が発注する次に掲げる建築工事とする。 （1） <u>週休2日工事（発注者指定型）</u> 通年維持工事や応急対応工事等の緊急対応が必要な工事を除く全ての建築工事 （2） <u>週休2日工事（受注者希望型）</u> 通年維持工事や応急復旧工事等の緊急対応が必要な建築工事を対象とし、受注者から工事着手前に受注工事を<u>週休2日工事</u>で施工する工事としたい旨の申出があった場合において、発注者が適当と認めた工事 （休工日の確保） 第4条 <u>週休2日工事</u>の受注者（以下「受注者」という。）は、対象期間及び月単位において、4週<u>8休相当の現場閉所を行ったと認められる状況</u>にしなければならない。ただし、災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等でやむを得ない場合は、この限りでない。 （入札公告等における記載）	<u>三木町週休2日制建築工事实施要綱</u> （趣旨） 第1条 この要綱は、町が発注する建築工事における、現場閉所による週休2日の確保に向けた<u>週休2日制工事</u>の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 （対象工事） 第2条 <u>週休2日制工事</u>は、町が発注する次に掲げる建築工事とする。 （1） <u>週休2日制工事（発注者指定型）</u> 通年維持工事や応急対応工事等の緊急対応が必要な工事を除く全ての建築工事 （2） <u>週休2日制工事（受注者希望型）</u> 通年維持工事や応急復旧工事等の緊急対応が必要な建築工事を対象とし、受注者から工事着手前に受注工事を<u>週休2日制工事</u>で施工する工事としたい旨の申出があった場合において、発注者が適当と認めた工事 （休工日の確保） 第4条 <u>週休2日制工事</u>の受注者（以下「受注者」という。）は、対象期間_____において、4週のうち8日以上を休工日と_____しなければならない。ただし、災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等でやむを得ない場合は、この限りでない。 （入札公告等における記載）

第6条 発注者は、対象工事について週休2日工事である旨を入札
公告及び特記仕様書に記載するものとする。

(工事着手前の確認手続)

第7条 受注者は、工事着手日までに、次に掲げる内容を実施しな
ければならない。

(1) 発注者指定型の場合

週休2日を考慮した休工日が確認できる工程表を作成すると
ともに、その工程について工事監督員と協議しなければならない。
い。

(2) 受注者希望型の場合

週休2日工事を実施する旨を工事打合せ簿に記載して、週休
2日を考慮した休工日が確認できる工程表とともに工事監督員
に提出しなければならない。なお、工事監督員は、工事打合せ簿
及び工程表の提出を受けた場合、受注者と協議し、週休2日工事
の実施の適否について受注者に工事打合せ簿で通知するもの
とする。

(工事中標示板)

第8条 受注者は、工事中標示板に週休2日工事である旨を記載す
るものとする。

(経費の負担)

第12条 発注者は、受注者が週休2日工事を実施した場合は、受注者
の取組状況について、経費の補正を行って変更契
約をするものとし、当初設計で対象期間及び月単位の週休2日を達
成した場合の補正を行い、対象期間及び月単位の現場閉所日数の割
合（現場閉所率）を確認し、対象期間及び月単位で4週8休相当に
満たないものは、その達成状況に応じて変更設計を行うものとし

第6条 発注者は、対象工事について週休2日制工事である旨を入札
公告及び特記仕様書に記載するものとする。

(工事着手前の確認手続)

第7条 受注者は、工事着手日までに、次に掲げる内容を実施しな
ければならない。

(1) 週休2日制工事（発注者指定型）

週休2日を考慮した休工日が確認できる工程表を作成すると
ともに、その工程について工事監督員と協議しなければならない。
い。

(2) 週休2日制工事（受注者希望型）

週休2日制工事を実施する旨を工事打合せ簿に記載して、週休
2日を考慮した休工日が確認できる工程表とともに工事監督員
に提出しなければならない。工事監督員は、工事打合せ簿
及び工程表の提出を受けた場合、受注者と協議し、週休2日制工
事の実施の適否について受注者に工事打合せ簿で通知するもの
とする。

(工事中標示板)

第8条 受注者は、工事中標示板に週休2日制工事である旨を記載す
るものとする。

(経費の負担)

第12条 発注者は、受注者が対象工事を実施した場合は、受注者
の取組状況について、現場閉所率に応じ経費の補正を行って変更契
約をする。

る。

(アンケート調査の実施)

第14条 発注者がアンケート調査を行う場合、受注者はそれに協力するものとする。

――